○国土交通省令第十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、基準点測量基礎計画及び基準点測量作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

基準点測量基礎計画及び基準点測量作業規程準則の一部を改正する省令

（基準点測量基礎計画の一部改正）

第一条　基準点測量基礎計画（昭和二十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（基準点の測量） **第二条**　（略） 2　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）第十二条に規定する事業が行われる場合に併せ行われる基準点の測量又は特別の必要により行われる基準点の測量は、前項に規定する地域以外の地域について行うことができる。 （測量成果の修正） **第四条**　令第三条第一項第一号に規定する基準点の測量を行う国の機関は、基準点（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）の測量の成果と現況との間に地殻、地貌又は地物の変動その他の事由により令別表第二で定める限度以上の誤差が生じているときは、再び基準点の測量を行い、当該成果を修正するものとする。	（基準点の測量） **第二条**　（略） 2　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十二条に規定する事業が行われる場合に併せ行われる基準点の測量又は特別の必要により行われる基準点の測量は、前項に規定する地域以外の地域について行うことができる。 （新設）

（基準点測量作業規程準則の一部改正）

第二条　基準点測量作業規程準則（昭和六十一年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（基準点測量の方式） **第三条**　基準点測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。 （測量の基礎とする点） **第五条**　基準点測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）又は基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）を基礎として行わなければならない。 （削る） （基準点の選定） **第九条**　基準点（補助基準点を除く。）を新設する場合は、電子基準点の配置を考慮した上で、適正な密度をもつて配置し、その密度は、四百平方キロメートルに一点を標準とする。 2　（略）	（基準点測量の方式） **第三条**　基準点測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、三角測量法又は直接水準測量法を併用することができる。 （測量の基礎とする点） **第五条**　基準点測量（補助基準点の測量（以下「補助基準点測量」という。）を除く。）は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下本条において同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。以下本条において同じ。）又は法第十九条第二項の規定により認証され若しくは同条第五項の規定により指定された基準点（補助基準点を除く。）を基礎として行わなければならない。 2　補助基準点測量は、基本三角点若しくは基本水準点、法第十九条第二項の規定により認証され若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点を基礎として行わなければならない。 （基準点の選定） **第九条**　基準点（補助基準点を除く。）は、基準点測量（補助基準点測量を除く。）を行う地域に努めて均等に配置し、その密度は、主として宅地が占める地域及びその周辺の地域にあつては一平方キロメートルに一点、その他の地域にあつては二平方キロメートルに一点を標準とする。 2　（略）